

平成17年7月29日

法務局長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局長

有限責任事業組合契約に関する法律等の施行に伴う登記事務の取扱いについて（通達）

有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号。以下「法」という。）、有限責任事業組合契約に関する法律施行令（平成17年政令第24号。以下「施行令」という。）及び投資事業有限責任組合契約登記規則及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成17年法務省令第81号。以下「改正省令」という。）が本年8月1日から施行されますが、これに伴う登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中「登記規則」とあるのは題名の改正後の投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約登記規則（平成10年法務省令第47号）を、「商登法」とあるのは商業登記法（昭和38年法律第125号）を、「商登規」とあるのは商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）を、「登税法」とあるのは登録免許税法（昭和42年法律第35号）をいうものとします。

記

第1 有限責任事業組合契約制度の創設

有限責任事業組合契約（以下「組合契約」という。）は、個人又は法人が出資して、それぞれの出資の価額を責任の限度として共同で営利を目的とする事業を営むことを約し、各当事者がそれぞれの出資に係る払込み又は給付の全部を履行することによって、その効力を生ずるものである（法第3条第1項）。

法は、組合契約に関する制度を確立することにより、個人又は法人が共同して行う事業の健全な発展を図り、もって我が国の経済活力の向上に資することを目的とするものである（法第1条）。

組合契約が効力を生じた場合には、所定の期間内に法第57条に定める事項を登記しなければならないとされ、法の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができず、登記の後であっても、第三者が正当

な事由によってその登記があることを知らなかったときは、同様とするとされた（法第8条第1項）。また、故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができないとされた（同条第2項）。

第2 組合契約の効力の発生の登記

1 組合契約

組合契約は、個人又は法人が出資して、それぞれの出資の価額を責任の限度として共同で営利を目的とする事業を営むことを約し、各当事者がそれぞれの出資に係る払込み又は給付の全部を履行することによって、その効力を生ずるとされ（法第3条第1項）、組合契約の当事者のうち1人以上は、国内に住所を有し、若しくは現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人（以下「居住者」という。）又は国内に本店若しくは主たる事務所を有する法人（以下「内国法人」という。）でなければならないとされた（同条第2項）。

組合契約を締結しようとする者は、組合契約の契約書（以下「組合契約書」という。）を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならないが、組合契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならないとされた（法第4条）。

(1) 組合の事業

組合員は、次に掲げる業務を有限責任事業組合（以下「組合」という。）の業務として行うことができないとされた（法第7条第1項）。

ア その性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適当でない業務として施行令第1条に規定された次に掲げる業務

(ア) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項に規定する業務

(イ) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条本文の規定により弁護士又は弁護士法人でない者が行うことができない業務

(ウ) 司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第1項第1号から第5号までに規定する業務

(エ) 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第1号並びに同条第2号及び第3号（同条第1号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）に掲げる業務

(オ) 行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2に規定する業務

(カ) 海事代理士法（昭和26年法律第32号）第1条に規定する業務

(キ) 税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項に規定する業務

(ク) 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項第1号から第2号までに掲げる業務

(ケ) 弁理士法（平成12年法律第49号）第75条の規定により弁理士又は特許業務法人でない者が行うことができない業務

イ 組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務として施行令第2条に規

定された次に掲げる業務

(ア) 当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第2条第1項に規定する当せん金付証券の購入

(イ) 競馬法（昭和23年法律第158号）第5条第1項及び第2項（同法第22条において準用する場合を含む。）の勝馬投票券の購入

(ウ) 自転車競技法（昭和23年法律第209号）第7条の車券の購入

(エ) 小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第10条の勝車投票券の購入

(オ) モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第8条の勝舟投票券の購入

(カ) スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第8条第1項及び第2項のスポーツ振興投票券の購入

(2) 組合の名称

組合には、その名称中に有限責任事業組合という文字を用いなければならないとされ（法第9条第1項）、その名称の登記は、同市区町村内においては、同一の事業のため他人が登記したものと判然区別することができないときは、することができないとされた（法第73条、商登法第27条）。

なお、何人も、組合でないものについて、その名称中に有限責任事業組合という文字を用いてはならないとされた（法第9条第2項）。

(3) 組合の事務所の所在地

(4) 組合員の氏名又は名称及び住所

法人が組合員である場合には、当該法人は、当該組合員の職務を行うべき者を選任するとされた（法第19条第1項）。

(5) 組合契約の効力が発生する年月日

(6) 組合の存続期間

(7) 組合員の出資の目的及びその価額

組合員は、金銭その他の財産のみをもって出資の目的とすることができるとされた（法第11条）。

(8) 組合の事業年度

組合の事業年度の期間は、1年を超えることができないとされた（法第4条第4項）。

また、(1)から(8)までに掲げる事項のほか、組合契約書には、法の規定に違反しない事項を記載することができるとされた（法第4条第5項）。

2 組合契約の効力の発生の登記の手続

(1) 登記期間及び登記事項

組合契約が効力を生じたときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、

従たる事務所の所在地においては3週間以内に、次の事項を登記しなければならないとされた（法第57条）。

ア 組合の事業

イ 組合の名称

ウ 組合員の氏名又は名称及び住所

エ 組合契約の効力が発生する年月日

組合契約は組合員による出資の履行が効力発生要件とされているため、組合契約書に記載された効力発生日と出資の履行完了日のいずれか遅い日を登記することとなる。

オ 組合の存続期間

カ 組合の事務所の所在場所

キ 組合員が法人であるときは、当該組合員の職務を行うべき者の氏名及び住所

ク 組合契約書において法定の解散事由（第3の6の(1)のアからオまで）以外の解散の事由を定めたときは、その事由

(2) 申請人

組合契約の効力の発生の登記は、組合員の申請によってするとされた（法第66条）。

この申請は、登記所に印鑑を届け出た組合員（組合員が法人である場合には、その職務を行うべき者）によって行われる。印鑑を届け出た者が複数あった場合には、そのうちの1名によって申請することができる。

(3) 申請書

申請書の記載事項等は、商業登記の場合と同様である（法第73条、商登法第17条）。

(4) 添付書面

主たる事務所の所在地においてする組合契約の効力の発生の登記の申請書に添付すべき書面は、次のとおりである（法第67条、第73条、商登法第18条、登記規則第7条第2項、第3項）。

ア 組合契約書

イ 各組合員の出資に係る払込み及び給付があったことを証する書面

(ア) 金銭を出資の目的とした場合

払込事務を取り扱った金融機関が発行する出資払込金受入証明書がこれに当たるほか、銀行等に設けられた組合員の口座への振込みによって払込みがされた場合には、組合員が作成した払込みの全部の履行を証明する書面に次の書面のいずれか（出資の価額の全額が当該口座に入金されたことを確認することができるもの）を合てつしたのもこれに当たる。

a 取引明細表等当該銀行等が作成した書面

- b 当該銀行等における口座の預金通帳の写し
- (イ) 金銭以外の財産を出資の目的とした場合
出資の目的である財産の引継書等がこれに当たる。
- ウ 組合員が法人でないときは、アの組合契約書の組合員の印鑑につき市区町村長の作成した証明書
- エ 組合員が法人であるときは、次の書面
 - (ア) 当該法人の登記事項証明書
当該法人が登記された登記所に登記の申請をする場合において、当該法人の登記簿から当該法人の代表者の資格を確認することができるときは、添付を要しない。
 - (イ) アの組合契約書の当該法人の代表者の印鑑につき登記所の作成した証明書
当該法人が登記された登記所に登記の申請をする場合において、組合契約書の印鑑と当該法人の代表者が登記所に提出している印鑑とが同一であることを確認することができるときは、添付を要しない。
 - (ウ) 当該組合員の職務を行うべき者の選任に関する書面
組合員たる法人の業務執行の決定機関において選任したことを明らかにする議事録等の添付を要する。具体的には、次のとおりである。
 - a 株式会社 取締役会議事録（商法（明治32年法律第48号）第260条第2項第3号。なお、委員会等設置会社である場合は、執行役が選任したことを証する書面（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第21条の12第2号））
 - b 有限会社 取締役の過半数をもって選任したことを証する書面（有限会社法（昭和13年法律第74号）第26条）
 - c 合名会社 社員の過半数をもって選任したことを証する書面（商法第71条参照）
 - d 合資会社 無限責任社員の過半数をもって選任したことを証する書面（商法第152条参照）
 - e 学校法人、農業協同組合その他の理事会が法定されている法人 理事会議事録（私立学校法（昭和24年法律第270号）第36条第2項等）
 - f 民法法人、中間法人その他の理事会が法定されていない法人 理事の過半数をもって選任したことを証する書面（民法（明治29年法律第89号）第52条第2項等）
 - (エ) 当該組合員の職務を行うべき者が就任を承諾したことを証する書面
 - (オ) (エ)の就任を承諾したことを証する書面の当該組合員の職務を行うべき者の印鑑につき市区町村長の作成した証明書
- オ 代理人によって申請する場合は、代理権限を証する書面

従たる事務所の所在地においてする組合契約の効力の発生の登記の申請書には、主たる事務所の所在地においてした登記を証する書面を添付すれば足り、他の書面の添付を要しない（法第73条、商登法第56条第1項）。

(5) 登記記録例

組合契約の効力の発生の登記に関する登記記録例は、別紙記録例1による。

第3 組合契約の変更の登記等

組合契約の効力の発生の登記に変更が生じた場合又は事務所の新設若しくは移転があった場合には、変更の登記等をしなければならないとされた（法第60条）。

これらの変更の登記等の申請は、登記所に印鑑を届け出た組合員（組合員が法人である場合には、その職務を行うべき者）によって行われる。印鑑を届け出た者が複数あった場合には、そのうちの1名によって申請することができる。

変更の登記等の申請書には、原則として、組合契約に係る変更契約書その他の総組合員の同意を証する書面を添付する必要があるが、組合員が法人である場合には、当該組合員の職務を行うべき者のみが同意をする権限を有する。

1 事業、名称、存続期間又は解散の事由の変更の登記

(1) 変更の手續

事業、名称、存続期間又は解散の事由は、組合契約書の記載事項であり（法第4条第3項第1号、第2号、第6号、第5項、第37条第6号）、これらについての組合契約の変更は、総組合員の同意によらなければならないが（法第5条第1項）、解散の事由に係る組合契約の変更については、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることを妨げないとされた（同条第2項）。

(2) 変更の登記の手續

ア 登記期間

登記すべき事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、変更の登記をしなければならないとされた（法第60条）。

イ 添付書面

申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならないとされた（法第68条第1項）。

事業、名称、存続期間又は解散の事由に係る組合契約の変更を総組合員の同意によってした場合には、登記事項の変更を証する書面としては、組合契約に係る変更契約書その他の総組合員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。また、解散の事由に係る組合契約の変更を組合契約書の特段の定めに従ってした場合には、当該組合契約書及び当該定めに従ったことを証する書面を添付しなければならない。

なお、これらの書面には、印鑑証明書の添付を要しない。

2 主たる事務所の移転の登記

(1) 主たる事務所の移転の手続

主たる事務所の所在地は、組合契約の記載事項であり（法第4条第3項第3号。最小行政区画まで記載することを要する。）、これについての組合契約の変更は、総組合員の同意によらなければならないが、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることを妨げないとされた（法第5条第1項、第2項）。

また、組合契約の変更を要しない場合（最小行政区画内における事務所の所在地の移転の場合）においても、主たる事務所の移転を決定するには、組合の業務執行に関する事項として総組合員の同意によらなければならないが、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることを妨げないとされた（法第12条第1項）。

(2) 主たる事務所の移転の登記の手続

ア 登記期間等

組合が主たる事務所を移転したときは、2週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第2の2の(1)のアからクまでに掲げる事項並びに主たる事務所を移転した旨及びその年月日等を登記しなければならないとされた（法第59条第1項、第73条、商登法第59条、第56条第2項）。ただし、同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りるとされた（法第59条第2項）。

組合が主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請及び印鑑の提出は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならないが、かつ、この登記の申請は、旧所在地における登記の申請と同時にしなければならないとされた（法第73条、商登法第57条第1項、第2項）。

また、従たる事務所の所在地においては、移転の日から3週間以内に主たる事務所の移転による変更の登記をしなければならないとされた（法第60条）。

イ 添付書面

申請書には、事務所の移転を証する書面を添付しなければならないとされた（法第68条第1項）。

具体的な移転場所、移転時期等の決定を総組合員の同意によってした場合には、移転を証する書面として、これに関する総組合員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。また、その決定を組合契約書の特段の定めに従った場合には、当該組合契約書及び当該定めに従ったことを証する書面を添付しなければならない。

3 従たる事務所の設置、移転又は廃止の登記

(1) 従たる事務所の設置、移転又は廃止の手続

従たる事務所の設置、移転又は廃止については、主たる事務所の移転と同様に、

組合契約の変更を要する場合は、総組合員の同意によらなければならないが（法第4条第3項第3号、第5条第1項）、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることを妨げないとされた（法第5条第2項）。

また、組合契約の変更を要しない場合においても、主たる事務所の移転と同様に、従たる事務所の設置、移転又は廃止を決定するには、総組合員の同意によらなければならないが、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることを妨げないとされた（法第12条第1項）。

(2) 従たる事務所の設置の登記の手續

ア 登記期間等

組合契約の効力の発生の登記後に従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、他の従たる事務所の所在地においては3週間以内に、従たる事務所を設けたことを登記し、当該従たる事務所の所在地においては3週間以内に、第2の2の(1)のアからクまでに掲げる事項並びに従たる事務所を設けた旨及びその年月日等を登記しなければならないとされた（法第58条第1項、第73条、商登法第56条第2項）。ただし、主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りるとされた（法第58条第2項）。

イ 添付書面

申請書に添付すべき書面は、2の(2)のイと同様である。

(3) 従たる事務所の移転の登記の手續

ア 登記期間等

組合が従たる事務所を移転したときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、他の従たる事務所の所在地においては3週間以内に、従たる事務所の移転による変更の登記をしなければならないとされた（法第60条）。そして、当該従たる事務所の旧所在地においては3週間以内に移転の登記をし、新所在地においては4週間以内に第2の2の(1)のアからクまでに掲げる事項並びに従たる事務所を移転した旨及びその年月日等を登記しなければならないとされた（法第59条第1項、第73条、商登法第56条第2項）。ただし、同一の登記所の管轄区域内において従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りるとされた（法第59条第2項）。

イ 添付書面

申請書に添付すべき書面は、2の(2)のイと同様である。

(4) 従たる事務所の廃止の登記の手續

ア 登記期間等

組合が従たる事務所を廃止したときは、主たる事務所の所在地においては2週

間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、従たる事務所の廃止による変更の登記をしなければならないとされた（法第60条）。

イ 添付書類

申請書に添付すべき書面は、2の(2)のイと同様である。

4 組合員に関する変更の登記

(1) 組合員に関する変更

ア 組合員の加入

組合員は新たに組合員を加入させることができるところ（法第24条第1項）、組合員は組合契約書の記載事項であり（法第4条第3項第4号）、新たに組合員を加入させる組合契約の変更は、総組合員の同意によらなければならないとされた（法第5条第1項）。

なお、新たに組合員になろうとする者が、当該加入に係る組合契約の変更をした時にその出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、その者は、当該出資に係る払込み又は給付を完了した時に、組合員となるとされた（法第24条第2項）。

イ 組合員の脱退

各組合員は、やむを得ない場合を除いて、組合を脱退することができないが、組合契約書において別段の定めをすることを妨げず、また、死亡、破産手続開始の決定、後見開始の審判又は除名により、当然に脱退するとされた（法第25条、第26条）。

なお、組合員の除名は、組合員がその職務を怠ったときその他正当な事由があるときに限り、他の組合員の一致によってすることができるが、組合契約書において他の組合員の一致を要しない旨の定めをすることを妨げないとされた（法第27条）。

(2) 組合員に関する変更の登記の手續

ア 登記期間等

組合員が加入し若しくは脱退し、又はその氏名若しくは名称若しくは住所に変更があったときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、変更の登記をしなければならないとされた（法第60条）。

イ 添付書面

(ア) 組合員の加入による変更の登記の申請書に添付すべき書面は、次のとおりである（法第68条、登記規則第7条第2項、第3項）。

a 当該組合員の加入について、組合契約に係る変更契約書その他の総組合員の同意があったことを証する書面

b 当該組合員の出資に係る払込み又は給付があったことを証する書面

出資払込金受入証明書等がこれに当たることは、第2の2の(4)のイと同様である。

- c 当該加入した組合員が法人でないときは、その者のaの書面の印鑑につき市区町村長の作成した証明書
 - d 当該加入した組合員が法人であるときは、その代表者のaの書面の印鑑につき登記所の作成した証明書（添付を要しない場合については、第2の2の(4)のエの(イ)と同様である。）並びに第2の2の(4)のエの(ア)及び(イ)から(オ)までに掲げる書面
- (イ) 組合員の脱退による変更の登記の申請書に添付すべき「登記事項の変更を証する書面」（法第68条）には、次のaからcまでのいずれかがこれに当たる。
- a 当該組合員の脱退について、組合契約に係る変更契約書その他の総組合員の同意があったことを証する書面
 - b 当該組合員が死亡し、破産手続開始の決定を受け又は後見開始の審判を受けたことについて、戸籍謄本、登記事項証明書その他の当該事実を証する書面
 - c 当該組合員の除名について、他の組合員の一致を証する書面（組合契約書に特段の定めがある場合には、当該組合契約書及び当該定めに従ったことを証する書面）

なお、組合員が個人である場合におけるその氏名又は住所の変更の登記の申請書には、添付書面を要しないが、組合員が法人である場合におけるその名称又は住所の変更の登記の申請書には、当該法人が登記された登記所に申請するときを除き、登記事項証明書を添付しなければならない（法第68条第1項）。

(3) 法人である組合員の職務を行うべき者に関する変更の登記の手続

ア 登記期間等

法人である組合員の職務を行うべき者が就任し若しくは退任し、又はその氏名若しくは住所に変更があったときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、変更の登記をしなければならないとされた（法第60条）。

なお、法人である組合員の職務を行うべき者が欠けることは予定されていないので、その者の退任によりこれが欠けることとなるときは、その退任の登記と新たな職務を行うべき者の就任の登記とを同時に申請しなければならない。

イ 添付書面

- (ア) 組合員の職務を行うべき者の就任による変更の登記の申請書に添付すべき書面は、第2の2の(4)のエの(ア)及び(イ)から(オ)までに掲げる書面である（法第68条、登記規則第7条第3項）
- (イ) 組合員の職務を行うべき者の退任による変更の登記の申請書に添付すべき書

面は、辞任届、戸籍謄本その他の退任（辞任、死亡、解任等）を証する書面である。

なお、組合員の職務を行うべき者の氏名又は住所の変更の登記の申請書には、添付書面を要しない。

(4) 登記記録例

組合員（法人である組合員の職務を行うべき者を含む。）に関する変更の登記に関する登記記録例は、別紙記録例2から4までによる。

5 組合員の業務執行停止の仮処分命令等の登記

組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならないとされた（法第61条）。この登記は、裁判所書記官の囑託によるとされた（法第73条、民事保全法（平成元年法律第91号）第56条）。

6 解散の登記

(1) 解散の原因

組合は、次に掲げる事由によって解散するとされた（法第37条第1項本文）。ただし、イ又はウに掲げる事由による場合にあっては、その事由が生じた日から2週間以内であって解散の登記をする日までに、新たに組合員（ウに掲げる事由による場合にあっては、居住者又は内国法人である組合員）を加入させたときは、この限りでない（同項ただし書）。

ア 目的たる事業の成功又はその成功の不能

イ 組合員が1人になったこと。

ウ 組合契約の当事者のうち1人以上は、居住者又は内国法人でなければならないとする法第3条第2項の規定に違反したこと。

エ 存続期間の満了

オ 総組合員の同意

カ 組合契約書においてアからオまでに掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由の発生

(2) 解散の登記の手續

ア 登記期間

組合が解散したときは、清算人の申請によって、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、解散の登記をしなければならないとされた（法第62条、第66条）。

イ 登記すべき事項

登記すべき事項は、解散の旨、その事由及び年月日である（法第73条、商登法第61条第1項）。

ウ 添付書面

申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならないとされた（法第69条）。

なお、組合員が1人になったことにより解散した場合において、組合員の脱退の登記と同時に解散の登記が申請されたときは、別途、解散の事由を証する書面を添付することを要しない。また、登記された存続期間の満了による解散の場合には、そのことが登記簿上明らかであるから、解散の事由を証する書面を添付する必要はない。

エ 登記記録例

解散の登記に関する登記記録例は、別紙記録例5による。

7 清算人に関する登記

(1) 清算人の就任

組合が解散したときは、組合員がその清算人となるが、総組合員の過半数をもって清算人を選任したときは、この限りではないとされ（法第39条第1項）、清算人となる者がいないときは、利害関係人の申立てにより、裁判所が清算人を選任するとされた（同条第2項）。

清算人が数人あるときは、清算に関する業務執行は、清算人の過半数をもって決定し、清算人は、この決定に基づき、清算中の組合の業務を執行するとされたが、清算の常務は、その完了前に他の清算人が異議を述べない限り、各清算人が単独で行うことができるとされた（法第41条第1項、第2項）。

(2) 清算人の解任

清算人（裁判所が選任したものを除く。）は、いつでも、解任することができるが、解任は、組合契約書に別段の定めがある場合を除き、総組合員の過半数をもって決定するとされ、重要な事由があるときは、裁判所は、組合員その他利害関係人の申立てにより、清算人を解任することができる（法第40条）。

(3) 清算人に関する登記の手續

ア 登記期間等

組合員が清算人となったときは解散の日から、清算人が選任されたときは選任の日から、それぞれ主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、清算人の申請によって、次の事項を登記しなければならないとされた（法第63条第1項、第2項、第66条）。

(ア) 清算人の氏名又は名称及び住所

(イ) 清算人が法人であるときは、当該清算人の職務を行うべき者の氏名及び住所
また、登記事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、変更の登記をしなければならないとされた（法第63条第3項、第60条）。

イ 添付書面

申請書に添付すべき書面は、次のとおりである（法第70条, 第71条第1項）。

(ア) 総組合員の過半数をもって清算人を選任した場合には、次に掲げる書面

a 総組合員の過半数の一致があったことを証する書面

b 選任された者が就任を承諾したことを証する書面

(イ) 裁判所が清算人を選任した場合には、その選任を証する書面

(ウ) 清算人が選任された場合において、当該清算人が法人であるときは、(ア)及び

(イ)の書面のほか、次に掲げる書面

a 当該法人の登記事項証明書

当該法人が登記された登記所に登記の申請をする場合において、当該法人の登記簿から当該法人の代表者の資格を確認することができるときは、添付を要しない。

b 当該清算人の職務を行うべき者の選任に関する書面

c 当該清算人の職務を行うべき者が就任を承諾したことを証する書面

(エ) 清算人の退任による変更の場合には、退任を証する書面

なお、清算人が個人である場合におけるその氏名又は住所の変更の登記の申請書には、添付書面を要しないが、清算人が法人である場合におけるその名称又は住所の変更の登記の申請書には、当該法人が登記された登記所に申請するときを除き、登記事項証明書を添付しなければならない（法第71条第2項）。

ウ 登記記録例

清算人に関する登記に関する登記記録例は、別紙記録例6による。

8 清算人の業務執行停止の仮処分命令等の登記

清算人の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならないとされた（法第63条第3項, 第61条）。この登記も、裁判所書記官の嘱託によるとされた（法第73条, 民事保全法第56条）。

9 清算終了の登記

(1) 清算終了の手續

清算人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、清算に係る計算をして、組合員の承認を受けなければならないとされた（法第51条第1項）。

また、組合員が1か月以内に当該計算について異議を述べなかったときは、組合員は、当該計算の承認をしたものとみなされるが、清算人の職務の執行に不正の行為があったときは、この限りでない（同条第2項）。

(2) 清算終了の登記の手續

ア 登記期間等

組合の清算が終了したときは、清算人の申請によって、(1)の承認の日から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、清算終了の登記をしなければならないとされた(法第64条、第66条)。

イ 登記すべき事項

登記すべき事項は、清算を結了した旨及びその年月日である。この登記をしたときは、組合契約の登記記録は閉鎖しなければならないとされた(登記規則第8条、商登規第78条第2項)。

ウ 添付書面

申請書には、(1)の清算に係る計算の承認があったことを証する書面を添付しなければならないとされた(法第72条)。

10 その他の登記

更正の登記及び抹消の登記については、商業登記の場合と同様である(法第73条)。なお、組合契約については、合併に関する登記及び継続の登記は存しない。

第4 登録免許税

組合契約の登記についての登録免許税は、次のとおりとされた。

1 主たる事務所の所在地においてする登記(清算に係る登記を除く。登税法第9条、別表第一第19号の4(一))

(1) 組合契約の効力の発生の登記及び従たる事務所の設置の登記

1件につき6万円

(2) 組合員に関する事項の変更の登記

1件につき1万円

(3) 登記の更正の登記又は登記の抹消

1件につき2万円

(4) 上記以外の登記

1件につき3万円

2 従たる事務所の所在地においてする登記(清算に係る登記を除く。登税法第9条、別表第一第19号の4(二))

1件につき6千円

3 清算に係る登記(登税法第9条、別表第一第19号の4(三))

(1) 清算終了の登記

1件につき2千円

(2) 清算に係る(1)以外の登記

1件につき6千円

第5 印鑑等に関する事務

1 印鑑に関する事務

(1) 印鑑の提出

登記の申請書に押印すべき者は、商業登記の場合と同様に、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならないとされた（法第73条、商登法第20条）。

印鑑の提出は、当該印鑑を明らかにした書面をもってしなければならないが、印鑑を提出する者は、その書面に登記規則第3条第1項各号に掲げる事項（組合員又は清算人の職務を行うべき者が印鑑を提出するときは、同条第2項第2号に掲げる事項を含む。）のほか、氏名、住所、年月日及び登記所の表示を記載し、押印しなければならない（登記規則第3条第1項）。登記規則第3条第1項各号及び第2項第2号に掲げる事項は、商登規第9条第1項に規定する印鑑届出事項に相当するものであり、次のとおりである。

ア 組合の名称

イ 組合の主たる事務所

ウ 資格

エ 氏名（組合員又は清算人である法人の職務を行うべき者にあつては、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所並びに当該職務を行うべき者の氏名）

オ 生年月日

(2) 印鑑届出書の添付書面

印鑑届出書の添付書面は、登記規則第3条第3項第1号、第3号又は第4号に掲げる印鑑を提出する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添付しなければならない。この書面は、商登規第9条第5項に規定する書面に相当するものであり、次のとおりである。

ア 組合員又は清算人（法人である場合を除く。）が印鑑を提出する場合

印鑑届出書に押印した印鑑につき市区町村長の作成した証明書で作成後3か月以内のもの

イ 組合員又は清算人である法人の職務を行うべき者であつて、当該法人の代表者であるものが印鑑を提出する場合（当該法人が登記された登記所に印鑑を提出する場合であつて、当該法人の代表者として当該登記所に提出している印鑑を押印したときを除く。）

登記所の作成した当該職務を行うべき者に係る代表者の資格を証する書面及び当該書面に押印した印鑑につき登記所の作成した証明書でいずれも作成後3か月以内のもの

ウ 組合員又は清算人である法人の職務を行うべき者であつて、当該法人の代表者でないものが印鑑を提出する場合

当該法人の代表者が当該職務を行うべき者の印鑑に相違ないことを保証した書面及び当該代表者が当該登記所に印鑑を提出していないときは当該書面の印鑑につき登記所の作成した証明書で作成後3か月以内のもの

2 登記事項証明書の交付等の請求

商業登記の場合と同様に、何人でも、手数料を納付して、登記簿に記録されている事項を証明した書面及び登記簿に記録されている事項の概要を記載した書面の交付及び利害関係がある部分についての登記簿の附属書類の閲覧を請求することができる（法第73条、商登法第10条から第11条の2まで）。

しかし、商業登記の場合と異なり、登記簿の附属書類の閲覧の申請書には、利害関係を明らかにする事由を記載しただけでは足りず、更に、利害関係を証する書面を添付しなければならない（登記規則第5条）。利害関係を証する書面とは、例えば、組合に対する執行力がある債務名義の正本及び当該閲覧の申請人の印鑑の証明書であって市区町村長の証明したものがこれに該当する。

なお、商登規における代表者事項証明書に関する規定（商登規第19条第1項第4号、第30条第1項第4号）は登記規則において準用されていないため、組合について代表者事項証明書を交付することはできない。

3 その他

商業登記等事務取扱手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号当職通達）は、その性質に反しない限り、組合契約に関する登記事務の取扱いについて準用する。

第6 電子情報処理組織によらない登記事務の取扱い

改正省令の施行の際現に商業登記の事務についてコンピュータ庁の指定を受けていない登記所における有限責任事業組合契約の登記に関する登記簿の編成、印鑑の提出、登記簿の謄本又は抄本の交付その他の電子情報処理組織によって取り扱わない事務に係る手続については、商業登記の事務について当該指定を受けるまでの間は、商業登記の事務に関する手続の例によるとされた（改正省令附則第2条第1項）。

また、商業登記の事務についてコンピュータ庁の指定を受けた場合における登記用紙をもって編成する有限責任事業組合契約の登記簿の改製及びその印鑑ファイルの記録の磁気ディスクへの記録の手続についても、商業登記の事務に関する手続の例によるとされた（同条第2項）。

なお、登記用紙については、商業登記規則等の一部を改正する省令（平成17年法務省令第19号）第1条の規定による改正前の商登規付録第5号又は第6号の合名会社又は合資会社の商号・目的欄の用紙及び社員欄の用紙を名称・事業欄の用紙及び組合員欄の用紙として用いることとする。この場合には、同付録中「商号・目的欄」とあるのは「名称・事業欄」と、「社員欄」とあるのは「組合員欄」と、「商号」とあるのは「組合の名称」と、「本店」とあるのは「組合の主たる事務所」と、「目的」とあるのは「組合の事業」と、「社員・清算人に関する事項」とあるのは「組合員・清算人に関する事項」と修正することとする。

別紙記録例

1 主たる事務所の所在地においてする組合契約の効力の発生の登記

組合の名称	甲野有限責任事業組合	
組合の主たる事務所	東京都千代田区大手町六丁目3番2号	
組合契約の効力が発生する年月日	平成17年8月8日	
組合の事業	1 コンピュータソフトウェアの開発及び販売 2 上記に附帯する一切の業務	
組合員・清算人に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店 東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 甲野太郎	
	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市ハーバ通4番地（日本における営業所 東京都新宿区北新宿一丁目8番22号） 組合員 アメリカンジムアンドメアリコーポレーション 東京都渋谷区宇田川町1番10号 職務執行者 ロバート・ウィリアム	
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 組合員 乙野次郎	
	横浜市保土ヶ谷区和田七丁目3番1号 組合員 丁野三郎	
組合の従たる事務所	1. 東京都墨田区菊川一丁目17番3号	
組合の存続期間	平成30年3月31日まで	
登記記録に関する事項	組合契約の効力発生	平成17年 8月10日登記

2 組合員に関する変更の登記

(1) 組合員が加入した場合

組合員・清算人に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店 東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 甲野太郎	平成19年12月 3日加入 ----- 平成19年12月10日登記
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 組合員 乙野次郎	平成19年12月 3日加入 ----- 平成19年12月10日登記

(2) 組合員が脱退した場合

組合員・清算人に関する事項	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 組合員 乙野次郎	平成20年 4月 1日脱退
		平成20年 4月 8日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店	平成19年12月 3日加入
	東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 甲野太郎	平成19年12月10日登記
		平成20年 4月 1日脱退
		平成20年 4月 8日登記

(注) 1 任意脱退の場合の例である。

2 死亡、破産手続開始の決定、後見開始の審判又は除名の事由により脱退した場合は、原因項目を「死亡」、「破産手続開始の決定」、「後見開始の審判」又は「除名」とする。

(3) 組合員の商号、名称又は氏名を変更した場合

組合員・清算人に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店	平成19年12月 3日加入
	東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 甲野太郎	平成19年12月10日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 甲野商事株式会社	平成20年 4月 1日株式会社甲野商店の商号変更
	東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 甲野太郎	平成20年 4月 8日登記
組合員・清算人に関する事項	東京都千代田区九段南一丁目1番1号 組合員 有限責任中間法人みどり会	平成19年12月 3日加入
	東京都港区東麻布二丁目1番1号 職務執行者 丙野花子	平成19年12月10日登記
	東京都千代田区九段南一丁目1番1号 組合員 有限責任中間法人さくら会	平成20年 4月 1日有限責任中間法人みどり会の名称変更
	東京都港区東麻布二丁目1番1号 職務執行者 丙野花子	平成20年 4月 8日登記
組合員・清算人に関する事項	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 組合員 乙野次郎	平成19年12月 3日加入
		平成19年12月10日登記
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 組合員 丁野次郎	平成20年 4月 1日乙野次郎の氏変更
		平成20年 4月 8日登記

(注) 合併等により組合員の商号又は名称を変更した場合は、原因項目を「合併による何某の商号変更」等とする。

(4) 組合員の本店、主たる事務所、日本における営業所（外国会社）又は住所を移転した場合

組合員・清算人に関する事項	<u>東京都文京区目白台一丁目21番5号</u> 組合員 <u>株式会社甲野商店</u> <u>東京都世田谷区若林四丁目13番18号</u> 職務執行者 <u>甲野太郎</u>	平成19年12月 3日加入
		平成19年12月10日登記
	東京都中央区日本橋通一丁目1番1号 組合員 <u>株式会社甲野商店</u> <u>東京都世田谷区若林四丁目13番18号</u> 職務執行者 <u>甲野太郎</u>	平成20年 4月 1日本店移転
		平成20年 4月 8日登記
	<u>東京都千代田区九段南一丁目1番1号</u> 組合員 <u>有限責任中間法人みどり会</u> <u>東京都港区東麻布二丁目1番1号</u> 職務執行者 <u>丙野花子</u>	平成19年12月 3日加入
		平成19年12月10日登記
横浜市中区北仲通五丁目57番地 組合員 <u>有限責任中間法人みどり会</u> <u>東京都港区東麻布二丁目1番1号</u> 職務執行者 <u>丙野花子</u>	平成20年 4月 1日主たる事務所移転	
	平成20年 4月 8日登記	
<u>アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市ハーバ通4番地（日本における営業所 東京都新宿区北新宿一丁目8番22号）</u> 組合員 <u>アメリカンジムアンドメアリコーポレーション</u> <u>東京都渋谷区宇田川町1番10号</u> 職務執行者 <u>ロバート・ウィリアム</u>	平成19年12月 3日加入	
	平成19年12月10日登記	
	平成19年 4月 1日本における営業所移転	
アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市ハーバ通4番地（日本における営業所 東京都港区新橋一丁目5番3号） 組合員 <u>アメリカンジムアンドメアリコーポレーション</u> <u>東京都渋谷区宇田川町1番10号</u> 職務執行者 <u>ロバート・ウィリアム</u>	平成20年 4月 8日登記	
<u>東京都大田区蒲田三丁目2番1号</u> 組合員 <u>乙野次郎</u>	平成19年12月 3日加入	
	平成19年12月10日登記	
東京都渋谷区代官山町2番地 組合員 <u>乙野次郎</u>	平成20年 4月 1日住所移転	
	平成20年 4月 8日登記	

(注) 合併等により組合員の本店又は主たる事務所を移転した場合は、原因項目を「合併による本店移転」等とする。

(5) 組合員の商号、名称又は氏名を変更すると同時に、本店、主たる事務所、日本における営業所（外国会社）又は住所を移転した場合

組合員・清算人に関する事項	<u>東京都文京区目白台一丁目21番5号</u> 組合員 <u>株式会社甲野商店</u> <u>東京都世田谷区若林四丁目13番18号</u> 職務執行者 <u>甲野太郎</u>	平成19年12月3日加入
		平成19年12月10日登記
	東京都中央区日本橋通一丁目1番1号 組合員 <u>甲野商事株式会社</u> <u>東京都世田谷区若林四丁目13番18号</u> 職務執行者 <u>甲野太郎</u>	平成20年4月1日株式会社甲野商店の商号変更及び本店移転
		平成20年4月8日登記
	<u>東京都千代田区九段南一丁目1番1号</u> 組合員 <u>有限責任中間法人みどり会</u> <u>東京都港区東麻布二丁目1番1号</u> 職務執行者 <u>丙野花子</u>	平成19年12月3日加入
		平成19年12月10日登記
	横浜市中区北仲通五丁目57番地 組合員 <u>有限責任中間法人さくら会</u> <u>東京都港区東麻布二丁目1番1号</u> 職務執行者 <u>丙野花子</u>	平成20年4月1日有限責任中間法人みどり会の名称変更及び主たる事務所移転
		平成20年4月8日登記
	<u>アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市ハーバ通4番地（日本における営業所 東京都新宿区北新宿一丁目8番22号）</u> 組合員 <u>アメリカンジムアンドメアリコーポレーション</u> <u>東京都渋谷区宇田川町1番10号</u> 職務執行者 <u>ロバート・ウィリアム</u>	平成19年12月3日加入
		平成19年12月10日登記
	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市ハーバ通4番地（日本における営業所 東京都港区新橋一丁目5番3号） 組合員 <u>アメリカンジムアンドジョンソンコーポレーション</u> <u>東京都渋谷区宇田川町1番10号</u> 職務執行者 <u>ロバート・ウィリアム</u>	平成19年4月1日アメリカンジムアンドメアリコーポレーションの商号変更及び日本における営業所移転
		平成20年4月8日登記
<u>東京都大田区蒲田三丁目2番1号</u> 組合員 <u>乙野次郎</u>	平成19年12月3日加入	
	平成19年12月10日登記	
東京都渋谷区代官山町2番地 組合員 <u>丁野次郎</u>	平成20年4月1日乙野次郎の氏変更及び住所移転	
	平成20年4月8日登記	

(注) 合併等により組合員の商号又は名称を変更すると同時に、本店又は主たる事務所を移転した場合は、原因項目を「合併による何某の商号変更及び本店移転」等とする。

3 法人である組合員の職務を行うべき者に関する変更の登記

(1) 組合員の職務執行者を変更した場合

ア 職務執行者を1名選任している組合員において、当該職務執行者が辞任、死亡し、又は解任され、新たな職務執行者を1名選任した場合

組合員・清算人に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店	平成19年12月 3日加入
	東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 甲野太郎	平成19年12月10日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店	平成20年 4月 1日変更
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 職務執行者 乙野次郎	平成20年 4月 8日登記

イ 職務執行者を1名選任している組合員において、新たな職務執行者をさらに1名選任した場合

組合員・清算人に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店	平成19年12月 3日加入
	東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 甲野太郎	平成19年12月10日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店	平成20年 4月 1日変更
	東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 甲野太郎 東京都大田区蒲田三丁目2番1号 職務執行者 乙野次郎	平成20年 4月 8日登記

ウ 複数の職務執行者を選任した組合員において、1名の職務執行者が辞任、死亡し、又は解任され、新たな職務執行者を選任しなかった場合

組合員・清算人に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店	平成19年12月 3日加入
	東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 甲野太郎	平成19年12月10日登記
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 職務執行者 乙野次郎	平成20年 4月 1日変更
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店 東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 甲野太郎	平成20年 4月 8日登記

(2) 組合員の職務執行者の氏名を変更した場合

組合員・清算人に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店 東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 甲野太郎	平成19年12月 3日加入
		平成19年12月10日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店	平成20年 4月 1日変更
	東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 乙野太郎	平成20年 4月 8日登記

(3) 組合員の職務執行者の住所を移転した場合

組合員・清算人に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店 東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 甲野太郎	平成19年12月 3日加入
		平成19年12月10日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店	平成20年 4月 1日変更
	横浜市中区山下町10番地 職務執行者 甲野太郎	平成20年 4月 8日登記

(4) 組合員の職務執行者の氏名を変更すると同時に、住所を移転した場合

組合員・清算人に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店 東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 甲野太郎	平成19年12月 3日加入
		平成19年12月10日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店	平成20年 4月 1日変更
	横浜市中区山下町10番地 職務執行者 乙野太郎	平成20年 4月 8日登記

4 2及び3の登記を同時にする場合の登記

職務執行者を1名選任している組合員において、当該組合員の商号を変更し、本店を移転すると同時に、新たな職務執行者をさらに1名選任した場合

組合員・清算人に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店 東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 甲野太郎	平成19年12月 3日加入
		平成19年12月10日登記
	東京都中央区日本橋通一丁目1番1号 組合員 甲野商事株式会社 東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 甲野太郎	平成20年 4月 1日株式会社甲野商店の商号変更、本店移転等
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 職務執行者 乙野次郎	平成20年 4月 8日登記

5 解散の登記（組合員が1人になったことにより解散した場合）

組合員・清算人に関する事項	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 組合員 乙野次郎	平成20年 4月 1日脱退
		平成20年 4月 8日登記
	東京都文京区目白台一丁目21番5号 組合員 株式会社甲野商店 東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 甲野太郎	平成19年12月 3日加入
		平成19年12月10日登記

解 散	平成20年4月1日組合員が1人になったことにより解散 平成20年 4月 8日登記
-----	---

6 清算人に関する登記

(1) 清算人を選任した場合（最初の清算人）

組合員・清算人に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 清算人 株式会社甲野商店 東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 甲野太郎	平成19年12月10日登記
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 清算人 乙野次郎	平成19年12月10日登記

(注) 組合員が清算人となった場合又は利害関係人の申立てにより裁判所の選任した者が清算人となった場合も、同様である。

(2) 清算人が就任した場合（変更による清算人）

組合員・清算人に関する事項	東京都文京区目白台一丁目21番5号 清算人 株式会社甲野商店 東京都世田谷区若林四丁目13番18号 職務執行者 甲野太郎	平成19年12月 3日就任
		平成19年12月10日登記
	東京都大田区蒲田三丁目2番1号 清算人 乙野次郎	平成19年12月 3日就任
		平成19年12月10日登記

(3) 清算人が辞任、死亡した場合

組合員・清算人に関する事項	<u>東京都大田区蒲田三丁目2番1号</u> 清算人 <u>乙野次郎</u>	平成19年12月10日登記
		平成21年 6月 5日辞任
		平成21年 6月12日登記
	<u>東京都文京区目白台一丁目21番5号</u> 清算人 <u>株式会社甲野商店</u> <u>東京都世田谷区若林四丁目13番18号</u> 職務執行者 <u>甲野太郎</u>	平成20年 4月 1日就任
		平成20年 4月 8日登記
		平成21年 6月 5日辞任
		平成21年 6月12日登記

- (注) 1 清算人が辞任した場合の例である。
 2 清算人が死亡した場合は、原因項目を「死亡」とする。

(4) 清算人を解任する裁判が確定した場合

組合員・清算人に関する事項	<u>東京都大田区蒲田三丁目2番1号</u> 清算人 <u>乙野次郎</u>	平成19年12月10日登記
		平成21年 6月 5日東京地方裁判所の解任の裁判確定
		平成21年 6月12日登記
	<u>東京都文京区目白台一丁目21番5号</u> 清算人 <u>株式会社甲野商店</u> <u>東京都世田谷区若林四丁目13番18号</u> 職務執行者 <u>甲野太郎</u>	平成20年 4月 1日就任
		平成20年 4月 8日登記
		平成21年 6月 5日東京地方裁判所の解任の裁判確定
		平成21年 6月12日登記

- (注) 組合員の選任した清算人を総組合員の過半数をもって解任した場合には、原因項目を「解任」とする。